



令和7年度

新製品・新技術開発支援 事業補助金 ご案内

デジタル化の進展や人口減少による国内市場の縮小が予想されるなど、今、我が国の経済構造は大きな転換期を迎えています。このような状況を克服するには、新興国や環境等の成長市場への進出などが注目されていますが、いずれの分野であっても激しい競争を勝ち抜くには、他社とは違う強みが必要とされることは言うまでもありません。

荒川区では、製品の高付加価値化・技術の高度化に必要な開発経費の一部を補助することで、区内中小企業のイノベーションを応援します！

補助制度の概要 <<申請受付期限：令和7年9月30日(火)まで【必着】>>

補助対象者	以下の全ての条件を満たす方 ● 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に該当する中小企業者で区内に本社を有する方又は複数の事業者によって構成され会則等を備えて自主的な団体活動を行い、かつ区内に本社を有する方が構成員の3分の2以上を占める団体 ● 申告の完了した直近の事業年度の法人住民税または令和6年度個人住民税を滞納していない方
補助対象経費	革新的で従来の製品より著しく優れており、市場での競争力がある新製品・新技術の開発に要する経費(申請年度内の経費の支払完了が必要です。) 対象経費の例 材料購入費、工具等購入費・賃借料、外注加工費、技術指導料 等 ※当該年度前に支払った費用及び当該年度後に支払う費用は対象になりません。 対象期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日(最大2か年度) ※期間内に開発に着手し、完了することが必要です。 【ご注意ください】 振込手数料等の間接経費や人件費、設備投資に関連があると思われる経費(大型機械装置の購入等)等は補助対象になりません。
補助額	補助対象経費の2分の1【上限額200万円】 ※ 申請内容に関する審査があります。 ※ 東京都知事による経営革新計画の承認を受け計画に即した事業を実施する場合には、補助率を「2分の1から3分の2」に、上限額を「200万円から300万円」に引き上げます。 ※ 他の公的機関等から当該新製品・新技術開発の補助を受ける場合、当該補助額を差し引いた後の額を、本事業での補助対象経費とします。

◆ ご利用条件詳細や申請書等については、以下の担当へお問い合わせください ◆

〔担当〕

荒川区 産業経済部 経営支援課 経営支援係

〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3 本庁舎 6 階 電話:03-3802-3111(内線 459) FAX:03-3803-2333